

さいたま市雇用調整助成金申請費用補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、市内の小規模な事業者が雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む。以下、「雇用調整助成金等」という。）の申請事務を社会保険労務士に依頼した場合の費用に対し、補助金を交付します。

申請費用補助金の申請期限を延長しました。
※令和2年度に申請している方は、令和3年度に再度申請できません。

補助金額

5万円（上限）※申請は1回限りです。

補助対象者

※以下のすべての要件を満たす法人又は個人。

- (1) さいたま市内に事業所を有すること。
- (2) 常時雇用する労働者の数が20人以下であること。
- (3) 雇用調整助成金等の受給要件を満たしているものであること。
- (4) 雇用調整助成金等に係る緊急対応期間（※）内に、さいたま市内の事業所で休業等を行っていること。
※緊急対応期間：令和2年4月1日から令和3年4月30日まで
- (5) (4)の休業等について、雇用調整助成金等に係る申請事務を社会保険労務士に依頼した者であること。
- (6) さいたま市法人市民税（個人事業主の場合は個人市県民税）を滞納していない者であること。

補助対象経費

雇用調整助成金等の支給申請事務を社会保険労務士に依頼したことにより要する経費
※他自治体の類似制度により既に補助を受けている経費や消費税及び地方消費税額は、補助対象経費から除きます。

申請方法

次の書類を郵送により、「さいたま市労働政策課」へ提出してください。

- (1) さいたま市雇用調整助成金申請費用補助金交付申請書
- (2) 以下の書類のいずれかの写し(助成金の申請書類により提出書類が異なります)
ア.休業等実施計画届 イ.支給申請書（両面）ウ.申請受付通知（オンライン）
- (3) 社会保険労務士への支払い（補助対象経費に係るものに限る。）が確認できる領収書等の写し
- (4) さいたま市法人市民税（個人事業主の場合は個人市県民税）納税証明書の写し
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

申請期限

令和3年7月30日（金） ※消印有効

【問い合わせ先】さいたま市経済局商工観光部労働政策課
住所：さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話番号：048-829-1370 FAX：048-829-1944
E-mail：rodo-seisaku@city.saitama.lg.jp